

社会福祉法人 慈正会
役員等報酬規定

(目的)

第1条 社会福祉法人慈正会の役員、評議員等の報酬について規定する。

(適用)

第2条 定款第5条及び第15条、第22条に定める役員、評議員及び顧問について適用する。

(報酬)

第3条 理事長の報酬額は月額500,000円(実額363,600円)とする。

2 理事長以外の役員、評議員等については1回の業務または1日の業務について、32,670円(実額 20,000円)を支給する。

3 監事の法人監査業務等については、1回の業務につき、32,670円(実額 20,000円)を支給する。

4 役員、評議員等が理事会、評議員会等に出席した場合については、1回につき 32,670円(実額 20,000円)を支給する。

5 この法人の給与規定の適用をうける役員、評議員及び顧問等についてはこの規定は適用しない。

6 役員報酬の各年度の総額は、職員の給与を含め 20,000,000円を超えない範囲とする。

(業務)

第4条 法人の事務所または理事長の指定する場所における事務決裁規程に基づく法人、施設経営に係る裁決(理事長)

2 その他、法人代表として必要な場合の職務等(理事長)

3 法人・施設諸行事、諸会議、対外的な会合等への出席、職員採用面接等(理事長、その他の役員、評議員、顧問)

(報酬の支払い)

第5条 報酬の支払いは、原則出席の都度、現金で支払うものとする。
ただし、本人が希望した場合、指定した本人名義の預貯金口座に振込むことができる。

(退職金)

第6条 理事長が退任した時は退職金を支給する。その額は、在任期間の年数に月額報酬額を乗じて得た額とする。特に功労があった場合には特別加算金を支給する。

附 則

この規定は、平成14年 5月28日から施行する。

平成15年 5月29日改正

平成16年 3月23日改正

平成17年 3月29日改正

平成26年 3月27日改正

平成29年 6月27日改正

平成30年 6月14日改正 施行する。